

共催・後援名義の使用に関する承認基準

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター長

1. 趣旨

この基準は、行政や企業等が主催する独身者の交流を図る出会いイベントや婚活セミナー等について、一般社団法人しまね縁結びサポートセンター(以下、「センター」という。)が行う共催又は後援の名義使用の承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 共催・後援の区分

- (1) 共催とは、センターが他の団体と共同して開催する趣旨のもとで行うものであって、当該事業がセンターの目的に適合すると認められる場合において、センターが奨励の意を表すものをいう。この場合において、センターは、必要に応じて企画又は運営に関する助言を行うことができる。
- (2) 後援とは、センター以外の者が主催する事業について、当該事業がセンターの目的に適合すると認められる場合において、センターが奨励の意を表すものをいう。この場合において、センターは、必要に応じて企画又は運営に関する助言を行うことができる。

3. 承認基準

次の各項目を全て満たす場合に承認するものとする。

- ① 主催する事業等において、センターが運営するはぴこ及びしまコの PR を行うこと。
- ② 主催者、共催者及び後援者（以下「主催者等」という。）は原則として、国、地方公共団体、公益的団体又はしまね縁結び応援団に登録している企業・団体等であること。
- ③ 法令や公序良俗に反している又はその恐れがある活動を行う企業・団体等でないこと。
- ④ 特定の政党、政治団体又はこれに類する団体の利益になる恐れのある活動を行う企業・団体等でないこと。
- ⑤ 特定の宗教団体又は特定の教養の普及を目的とする団体の利益になる恐れのある活動を行う企業・団体等でないこと。
- ⑥ 個人情報適切に管理できること。
- ⑦ 入場料等を徴収する場合は、その金額が一般通念の範囲内にあること。

4. 使用申請の手続き

- (1) 事業を主催するにあたり、センターの共催又は後援名義の使用承認を受けようとするものは、承認を受けようとする日の1か月前までに「共催・後援名義使用申請書(様式1 - 1)」及び「誓約書(様式1 - 2)」をセンターあてに提出するものとする。
- (2) 申請に対する回答は、「承認通知書(様式2 - 1)」又は「不承認通知書(様式2 - 2)」により行う。

5 承認の取消し

この基準により共催又は後援名義の使用を承認した事業について、3の承認基準を満たさないことが判明した場合には、承認を取り消すことができる。

(附 則)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1-1)

共催・後援名義使用申請書

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター長

申請者(主催者)	
所在地	
団体名	
代表者名	
担当者名	
電話番号	

この度、下記の行事を主催するにあたり、名義の使用承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

共催・後援の区分 (該当種類に○)	共催 ・ 後援
行事の名称	
開催日時	令和○年○月○日 ○○時 ~ ○○時
開催場所	
行事の目的	
行事の内容	
入場料等の有無 (該当するものに○)	無 ・ 有 (○○○料 : 円)

(様式1-2)

誓約書

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター長

【申請者(主催者)】

所在地

団体名

代表者名

この度、一般社団法人しまね縁結びサポートセンター名義の使用を申請するにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. 法令や公序良俗に反している又はその恐れがある活動を行う企業・団体等でないこと。
2. 特定の政党、政治団体又はこれに類する団体の利益になる恐れのある活動を行う企業・団体等でないこと。
3. 特定の宗教団体又は特定の教養の普及を目的とする団体の利益になる恐れのある活動を行う企業・団体等でないこと。

(様式2-1)

しま縁セ○○号
令和○年○月○○日

共催・後援名義使用承認通知書

団体名

代表者名

様

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター長

貴団体より名義使用の申請があった下記の事業については、名義の使用を承認します。

記

事業の名称	
開催日時	
開催場所	
共催・後援の区分	

(様式2-2)

しま縁セ○○号
令和○年○月○○日

共催・後援名義使用不承認通知書

団体名

代表者名

様

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター長

貴団体より名義使用の申請があった下記の事業については、名義の使用を不承認とします。

記

事業の名称	
開催日時	
開催場所	
共催・後援の区分	